に改める。

アゼルバイジャン	マナト	129
イタリア	ユーロ	125

アゼルバイジャン	マナト	129
アルメニア	ドラム	69,570
イタリア	ユーロ	125

リトアニア	リタス	432

リトアニア	ユーロ	125

ナイジェリア	ナイラ	25,800
ブルキナファソ	ＣＦＡフラン	80,000

ナイジェリア	ナイラ	25,800
ナミビア	ナミビア・ドル	1,814
ブルキナファソ	ＣＦＡフラン	80,000

（領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成十二年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表中

アゼルバイジャン	イタリア
マナト	ユーロ
20	19
5	5
13	13
4	4

を

アゼルバイジャン	アルメニア	イタリア
マナト	ドラム	ユーロ
20	10,440	19
5	2,610	5
13	6,960	13
4	1,740	4

に、

ナイジェリア	ブルキナファソ
ナイラ	ＣＦＡフラン
3,900	12,000
1,000	3,000
2,600	8,000
700	2,000

を

リトアニア
リタス
65
17
44
11

を

ナイジェリア	ナミビア	ブルキナファソ
ナイラ	ナミビア・ドル	ＣＦＡフラン
3,900	273	12,000
1,000	69	3,000
2,600	182	8,000
700	46	2,000

に改める。

リトアニア
ユーロ
19
5
13
4

に、

附　則

1　この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

2　この省令第一条による改正後の国外における旅券手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項各号に掲げる処分の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

3　この省令第二条による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）第一条の規定による改正前の旅券法施行令第三条第一項の適用を受けて外国にある者が国外において行う申請に係る手数料について適用し、同日前にその申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

○外務省令第十七号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。